

大和市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

大和市長 大 木 哲

## 大和市条例第 11 号

大和市市税条例等の一部を改正する条例

(大和市市税条例の一部改正)

第 1 条 大和市市税条例(平成 2 年大和市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条に次の 1 項を加える。

- 2 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第 10 項第 6 号中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

(大和市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 大和市市税条例の一部を改正する条例(平成 26 年大和市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項第 2 号中「第 31 条」を「第 31 条第 2 号ア(イ)及び(ウ)」に、「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 9 項」を「第 31 条第 1 号、第 2 号ア(ア)、(エ)及び(オ)並びにイ並びに第 3 号の改正規定、附則第 9 項」に、「附則第 4 項、第 5 項及び第 6 項」を「附則第 4 項から第 6 項まで及び第 7 項」に改める。

附則第 3 項中「新条例第 31 条」の次に「(第 2 号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。)」を加え、附則第 6 項の表右欄中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 新条例第 31 条(第 1 号、第 2 号ア(ア)、(エ)及び(オ)並びにイ並びに第 3 号に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第2条の規定は、公布の日から、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大和州市税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の8第1項の規定によって申告納付をする法人で法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに法第321条の8第2項の規定によって申告納付する法人及び同条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の市民税についての新条例第12条第1項の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が」とし、新条例第12条第2項の規定は、適用しないものとする。